

伏掲示第 1 号

「関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、伏木税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定」の一部改正について

「関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、伏木税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定(平成 25 年 11 月 29 日 伏掲示第 1 号)」の一部を下記のとおり改正し、令和元年 8 月 1 日から施行する。

伏木税関支署長 河田 英夫  
記

1. 船舶又は航空機と陸地との交通場所

□. 新湊地区中、

|     | 指定交通場所  | 船舶の係留場所                                     |
|-----|---|---|
| (1) | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋に港湾施設管理者が設置した出入口 | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋 |
| (2) | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                            | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁                            |
| (3) | 北 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                     | 北 2 号岸壁                                     |
| (4) | 北 1 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                     | 北 1 号岸壁                                     |
| (5) | 北陸電力(株)が富山新港火力発電所に設置したゲート                                   | 北陸電力(株)富山新港火力発電所揚炭岸壁                        |
| (6) | (株)アイ・テックが同社北陸支店に設置したゲート                                    | (株)アイ・テック北陸支店岸壁                             |

を

|     | 指定交通場所  | 船舶の係留場所                                     |
|-----|---|---|
| (1) | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋に港湾施設管理者が設置した出入口 | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋 |
| (2) | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                            | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁                            |
| (3) | 北 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                     | 北 2 号岸壁                                     |
| (4) | 北 1 号及び北 4 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                              | 北 1 号岸壁及び北 4 号岸壁                            |
| (5) | 北陸電力(株)が富山新港火力発電所に設置したゲート                                   | 北陸電力(株)富山新港火力発電所揚炭岸壁及び北陸電力(株)LNG さん橋        |
| (6) | (株)アイ・テックが同社北陸支店に設置したゲート                                    | (株)アイ・テック北陸支店岸壁                             |

に

## 2. 貨物の積卸場所

### イ. 伏木地区

- (1)指定保税地域の岸壁
- (2)指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3)左岸3号岸壁及び4号岸壁

を

- (1)指定保税地域の岸壁
- (2)指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3)左岸3号岸壁及び4号岸壁
- (4)保税地域への貨物の搬出入と積卸しが一体的に行われる装置(パイプライン)を有する岸壁

### ロ. 新湊地区中、

- (1)指定保税地域の岸壁
- (2)指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3)東1号岸壁
- (4)北陸電力(株)富山新港火力発電所揚炭岸壁

を

- (1)指定保税地域の岸壁
- (2)指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3)東1号岸壁
- (4)北陸電力(株)富山新港火力発電所揚炭岸壁
- (5)保税地域への貨物の搬出入と積卸しが一体的に行われる装置(パイプライン)を有するさん橋に改める。

関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、伏木税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

(平成 25 年 11 月 29 日 伏掲示第 1 号)

最終改正 令和元年 7 月 24 日 伏掲示第 1 号

1. 船舶又は航空機と陸地との交通場所

イ. 伏木地区

|     | 指定交通場所  | 船舶の係留場所   |
|-----|---|---|
| (1) | 左岸 2 号さん橋   |   |
| (2) | 左岸 1 号岸壁、左岸 2 号岸壁、左岸 3 号岸壁及び左岸 4 号岸壁(港湾施設管理者が設定した制限区域内に限る。)に港湾施設管理者が設置した出入口 | 左岸 1 号岸壁、左岸 2 号岸壁、左岸 3 号岸壁及び左岸 4 号岸壁(港湾施設管理者が設定した制限区域内に限る。) |
| (3) | 右岸 3 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口  | 右岸 3 号岸壁  |
| (4) | 万葉 1 号岸壁、万葉 2 号岸壁及び万葉 3 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                 | 万葉 1 号岸壁、万葉 2 号岸壁及び万葉 3 号岸壁                                 |

ただし、(1)の場所は、沖がかり船舶と陸地との交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの岸壁に係留している船舶と陸地との交通に限る。

ロ. 新湊地区

|     | 指定交通場所  | 船舶の係留場所                                     |
|-----|---|---|
| (1) | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋に港湾施設管理者が設置した出入口 | 1 号岸壁、2 号岸壁、3 号岸壁、4 号岸壁、5 号岸壁、6 号岸壁及び南水路さん橋 |
| (2) | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                            | 東 1 号岸壁及び東 2 号岸壁                            |
| (3) | 北 2 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                     | 北 2 号岸壁                                     |
| (4) | 北 1 号及び北 4 号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                              | 北 1 号岸壁及び北 4 号岸壁                            |
| (5) | 北陸電力㈱が富山新港火力発電所に設置したゲート                                     | 北陸電力㈱富山新港火力発電所揚炭岸壁及び北陸電力㈱ LNG さん橋           |
| (6) | ㈱アイ・テックが同社北陸支店に設置したゲート                                      | ㈱アイ・テック北陸支店岸壁                               |

ただし、上記(1)から(6)の場所は、それぞれの岸壁に係留している船舶と陸地との交通に限る。

#### ハ. 富山地区

|     | 指定交通場所   | 船舶の係留場所                   |
|-----|--|---------------------------|
| (1) | 1号岸壁北端から同岸壁に沿って南の方向へ544メートルの地点を起点とし、同地点から南へ11メートルの沿岸 |                           |
| (2) | 1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁、4号岸壁及び5号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口            | 1号岸壁、2号岸壁、3号岸壁、4号岸壁及び5号岸壁 |
| (3) | 6号岸壁、7号岸壁及び8号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                      | 6号岸壁、7号岸壁及び8号岸壁           |
| (4) | 10号岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口                                | 10号岸壁                     |
| (5) | 北電ドルフィン(私設バース)に日本海石油㈱が設置した出入口                        | 北電ドルフィン                   |

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(4)の場所は、それぞれの岸壁に係留している船舶と陸地との交通に限る。

#### ニ. 富山空港

|     | 指定交通場所   | 制限  |
|-----|--|---|
| (1) | 富山空港国際線旅客ターミナル(以下「旅客ターミナル」という。)2階出国待合室出口から各搭乗ゲートを結ぶ通路  | 出国する旅客、乗組員、航空会社職員及びこれに準ずる者に限る。                                |
| (2) | 各搭乗ゲートから旅客ターミナルの検疫ブース及び入国審査ブースを経て旅客ターミナル1階税関旅具検査場を結ぶ通路 | 入国する旅客、乗組員、航空会社職員及びこれに準ずる者に限る。                                |
| (3) | 旅客ターミナル出発・到着荷さばき場からエプロンに至る通路                           | 航空機の整備、給油、清掃、手荷物及び機用品の積卸し並びに運搬のため交通する者並びに航空会社職員並びに税関が認めた者に限る。 |
| (4) | 富山空港内貨物ターミナルビルディング敷地から堤防西側面道路を通り、エプロンに至る通路             | 航空貨物の積卸及び運搬等に關係する者に限る。  |

## 2. 貨物の積卸場所

### イ. 伏木地区

- (1) 指定保税地域の岸壁
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3) 左岸 3 号岸壁及び 4 号岸壁
- (4) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置(パイプライン)を有する岸壁

### ロ. 新湊地区

- (1) 指定保税地域の岸壁
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3) 東 1 号岸壁
- (4) 北陸電力(株)富山新港火力発電所揚炭岸壁
- (5) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置(パイプライン)を有するさん橋

### ハ. 富山地区

- (1) 指定保税地域の岸壁
- (2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域へ搬出入される貨物に限る。)
- (3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しどとが一体的に行われる装置(パイプライン)を有する浮標又は岸壁
- (4) 5 号岸壁及び 10 号岸壁

### ニ. 富山空港

第 3、第 5、第 6 各スポット